

平成 19 年度 産地づくり計画書

知多地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町を範囲とする。

(2) 助成対象となり得る水田等の確認方法

水田農業構造改革対策実施要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 生産第 7999 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 第 5 による対象水田等を、農地台帳、水田台帳並びに過去の生産調整実績等により確認する。（畦畔、はざ場等が含まれていない田本地面積であるか、8 月 1 日現在かい廃等が行われていないか。）

(3) 生産調整実施者の確認方法

生産方針作成者から地域協議会に提出された実施計画書に記載されている農業者別の水稲作付面積と当該農業者の水稲共済引受面積とを突合することにより確認する。ただし、水稲共済未加入の者については、実施計画書に記載されている現地を確認する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局から提供される情報により確認する。

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全て満たす場合における取扱い

同一ほ場で混作又は 2 回以上作付けされた場合、一番単価の高いものにつき 1 回限り交付する。

ただし、麦、大豆並びに景観作物作付について、すべての要件を満たした担い手には、基本助成である「転作作物作付助成（311）」に上乗せ助成である「担い手転作作物作付助成（G11）」を合わせて交付する。

(6) その他の共通事項

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、当該水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業
 (1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議 会からの配分 額	活 用 額				
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業	担い手集積加 算事業
				稲作構造改革 促進事業分	担い手集積加 算事業分		
産地づくり交付金		80,861,000	80,861,000				
稲作構造 改革促進 交付金	基本部分	3,332,000		3,332,000		0	0
	担い手集 積加算	477,000			477,000		0
計		84,670,000	80,861,000	3,332,000	477,000	0	0

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位 : h a、円、円 / 1 0 a)

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	助成対象 面積	活 用 額					計	助成 単価	支払 時期	備 考
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業	担い手集積加 算事業				
				基本部分から の活用額	担い手集積加 算からの活用 額						
311	転作作物作付助成	173	23,000,000	0	0			23,000,000		3月	
	麦・大豆	65	8,450,000	0	0			8,450,000	13,000	3月	
	景観作物	33	3,300,000	0	0			3,300,000	10,000	3月	
	一般作物	75	11,250,000	0	0			11,250,000	15,000	3月	
G11	担い手転作作物作付助成	81	32,400,000	0	0			32,400,000		3月	
	麦・大豆	60	24,000,000	0	0			24,000,000	40,000	3月	
	景観作物	21	8,400,000	0	0			8,400,000	40,000	3月	
D31	農地流動化助成	250.3	13,711,000	3,332,000	477,000			17,520,000	7,000	3月	
221	米助成	10	1,000,000	0	0			1,000,000	10,000	3月	
541	作業受委託助成	4	600,000	0	0			600,000	15,000	3月	
7D3	協議会運営費		10,150,000	0	0			10,150,000		5月	
(7D3)	協議会運営費		4,650,000	0	0			4,650,000		5月	
(2C3)	地域特産物販売促進活動助成		300,000	0	0			300,000		5月	
(4C3)	米消費拡大販売促進事業		5,200,000	0	0			5,200,000		5月	
	米価下落等の補てん (基本部分)					0		0			
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分						0	0		
		(前年度分)						0	0		
	計		80,861,000	3,332,000	477,000	0	0	84,670,000			

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成
使途の分類 (記号番号)	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	地域の水田を活用し麦、大豆、景観形成作物及び一般作物等特色ある地域農作物の栽培を行う農業者に助成する。
効果	<p>米の過剰生産を抑えることができ、米の生産調整の推進に資する。また、作物作付けを促進し特色ある地域農作物の産地づくりを推進するとともに、耕作放棄田を未然に防ぎ水田の多面的機能を維持する。</p> <p>水田に稲作以外の作物を作付することにより米の生産調整の推進にも寄与する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月19日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知。以下「生産調整方針要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生

	<p>産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度において水稻不作付田であること。 ・ 国が定める助成水田において、権限に基づいて下記の対象作物を作付けしている者又は、作業受託等により下記の対象作物作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。ただし、地権者と実際の耕作者が異なる場合で、作業受委託契約書等に交付金受取人の定めがない場合は、実際の耕作者を対象とする。 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦、大豆 ・ 景観形成作物(レンゲ、ヒマワリ、コスモス、ナノハナ、白クローバー、ポピー) ・ 一般作物 野菜等特例作物(該当品目別紙)、永年性作物(該当品目別紙)で植栽後4年を経過していないもの、飼料作物(該当品目別紙)及び花きで景観形成作物に該当しないもの。
<p>確認方法</p>	<p>営農計画書に基づき、関係機関(市町、あいち知多農協、農業共済組合等)の情報及び必要に応じ現地確認により実施状況を確認する。</p> <p>水稻の作付けが行われていないこと：現地確認(確認日7～8月) 転作作物の作付状況：現地にて確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦：5月 ・ 大豆：8～9月 ・ 景観形成作物：レンゲ及びナノハナ2月、白クローバー及びポピー5月、コスモス10月 ・ 一般作物：7～9月 <p>作付面積の確認：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測又は土地登記簿等の公的資料との照合等。 <p>作業受託等による実際の耕作者の確認：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業受委託契約書等で確認する。

<p style="text-align: center;">助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">対 象 作 物</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">交 付 単 価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">麦 ・ 大 豆</td> <td style="text-align: center;">13,000 円 / 10a</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">景 観 形 成 作 物</td> <td style="text-align: center;">10,000 円 / 10a</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 作 物</td> <td style="text-align: center;">15,000 円 / 10a</td> </tr> </table>		対 象 作 物	交 付 単 価	麦 ・ 大 豆	13,000 円 / 10a	景 観 形 成 作 物	10,000 円 / 10a	一 般 作 物	15,000 円 / 10a
	対 象 作 物	交 付 単 価								
	麦 ・ 大 豆	13,000 円 / 10a								
	景 観 形 成 作 物	10,000 円 / 10a								
一 般 作 物	15,000 円 / 10a									
<p style="text-align: center;">単価調整の方法</p>	<p>本用途について、助成額に不足が生じた場合は、その他の取組みの助成残額(「農地流動化助成」のうち担い手集積加算からの活用額分を除く。)をもって支払うものとし、その上で不足が生じた場合は、以下のとおり調整する。</p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> $\text{調整後単価} = \text{調整前単価} \times \left[\frac{\text{当初予定額} + \text{流用を受けた額}}{\text{本用途における調整前の助成に係る費用の合計}} \right]$ </div> <p>また、本用途において、余剰が生じた場合は、他の用途に流用できるものとする。</p>									

助成金の使途の名称	担い手転作作物作付助成
使途の分類 (記号番号)	G 1 1
具体的内容 [支出の項目]	地域の水田を活用し麦、大豆又は景観形成作物の栽培を行うビジョンの担い手を対象として、転作作物作付助成(311)に上乗せして助成する。
効果	米の過剰生産を抑えることができ、米の生産調整の推進に資する。また、担い手の育成及び経営の安定に寄与する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジョンに掲げる担い手 ・ 生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業者等。法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。 ・ 当該年度において水稻不作付田であること。 ・ 国が定める助成水田において、権限に基づいて下記の対象作物を作付けしている者又は、作業受託等により下記の対象作物作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。ただし、地権者と実際の耕作者が異なる場合で、作業受委託契約書等に交付金受取人の定めがない場合は、実際の耕作者を対象とする。

	<p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦、大豆 ・ 景観形成作物（レンゲ、ヒマワリ、コスモス、ナノハナ、白クローバー、ポピー） <p>担い手要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知多地域水田農業ビジョンに掲げる担い手が、上記交付対象要件を満たし、麦又は大豆 1 ha 以上、景観形成作物は 1,000 m²以上作付けした場合に助成する。 						
<p>確認方法</p>	<p>営農計画書に基づき、関係機関（市町、あいち知多農協、農業共済組合等）の情報及び必要に応じ現地確認により実施状況を確認する。</p> <p>水稲の作付けが行われていないこと：現地確認(確認日 7～8月) 転作作物の作付状況：現地にて確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦：5月 ・ 大豆：8～9月 ・ 景観形成作物：レンゲ及びナノハナ 2月、白クローバー及びポピー 5月、コスモス 10月 <p>作付面積の確認：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測又は土地登記簿等の公的資料との照合等。 <p>担い手要件：ビジョンで確認する。</p> <p>作業受託等による実際の耕作者の確認：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業受委託契約書等で確認する。 						
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<table border="1" data-bbox="523 1366 1391 1514"> <thead> <tr> <th>対象作物</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麦・大豆</td> <td>40,000 円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>景観形成作物</td> <td>40,000 円 / 10a</td> </tr> </tbody> </table>	対象作物	交付単価	麦・大豆	40,000 円 / 10a	景観形成作物	40,000 円 / 10a
対象作物	交付単価						
麦・大豆	40,000 円 / 10a						
景観形成作物	40,000 円 / 10a						
<p>価調整の方法</p>	<p>本用途について、助成額に不足が生じた場合は、その他の取組みの助成残額をもって支払うものとし、その上で不足が生じた場合は、以下のとおり調整する。</p> $\text{調整後単価} = \text{調整前単価} \times \frac{\text{当初予定額} + \text{流用を受けた額}}{\text{本用途における調整前の助成に係る費用の合計}}$ <p>また、本用途において、余剰が生じた場合は、他の用途に流用できるものとする。</p>						

助成金の使途の名称	農地流動化助成
使途の分類 (記号番号)	D 3 1
具体的内容 [支出の項目]	水田農業ビジョンに位置づけた担い手が、当該年度初日に田を1ha以上借り受け利用権設定(農協の農地保有合理化事業を含む。)しているか、又は同年6月15日までに新たに借り受けることにより1ha以上利用権設定した場合に助成する。
効果	担い手にまとまりのある土地の利用集積をすることにより、農地の流動化を促進し、担い手が規模拡大を図ることにより、望ましい経営体の育成と水田農業の構造改革の推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <p>水田農業ビジョンに位置づけた担い手で、交付する場合にあっては、生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人。作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。</p> <p>対象となる土地</p> <p>当該年度初日に利用権設定している(借り受けている)土地及び6月15日までに新たに利用権設定した土地</p>
確認方法	<p>対象となる土地の確認</p> <p>農協(農地保有合理化法人)からの情報並びに農業委員会の資料により確認する。(確認日:平成19年8月)</p> <p>担い手要件:ビジョンで確認する。</p>

<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>単価 7,000円/10a(借り手) 愛知県水田農業構造改革事業推進協議会からの助成金の使途にあつては、産地づくり交付金を優先的に活用する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本使途について、助成額に不足が生じた場合は、その他の取組みの助成残額をもって支払うものとし、その上で不足が生じた場合は、以下のとおり調整する。</p> $\text{調整後単価} = \text{調整前単価} \times \left[\frac{\text{当初予定額} + \text{流用を受けた額}}{\text{本使途における調整前の助成に係る費用の合計}} \right]$ <p>また、本使途において、余剰が生じた場合は、他の使途に流用できるものとする。ただし、担い手集積加算からの活用額分については、「転作作物作付助成」、「米助成」を除く。</p>

助成金の使途の名称	米助成
使途の分類 (記号番号)	2 2 1
具体的内容 [支出の項目]	食の安心・安全に消費者の関心が高まる中、付加価値の高い高品質な売れる米づくりのため、農協の栽培指針に基づいて指定栽培米を生産している農業者に助成する。
効果	今後ますます、売れる米と売れない米の二極化が進むことが想定される中、消費者ニーズに対応した売れる米生産を支援し、水田農業の構造改革の推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出を納付している農業者個人。</p> <p>対象米の品種 コシヒカリ及びあいちのかおりとする。</p> <p>栽培管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減農薬・減化学肥料による栽培であり、慣行栽培（標準的な栽培方法）と比較して、収穫量の減少を伴う栽培方法であること。 ・栽培日誌が記帳されていること。 ・農協の栽培指針（「指定栽培米」栽培こよみ）に基づいて栽培されていること。 ・「指定栽培米における化学合成資材の使用基準」に基づき農薬を使用していること。 ・農協共同乾燥施設を利用し、農協へ慣行栽培米とは区分出荷すること。

<p>確認方法</p>	<p>営農計画書に基づき、関係機関（農業共済組合等）の情報及び必要に応じ現地確認により実施状況を確認する。</p> <p>栽培管理等確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培日誌により農協の栽培指針に基づいて栽培されているか、指定農薬を使用しているか及び農協共同乾燥施設を利用しているか確認する。（確認日：12月中） ・区分出荷されているかは農協の荷受伝票で確認する。 <p>水稻現地見回り（確認日：7月下旬）</p> <p>収穫量の減少の確認</p> <p>1月までに農協から提供された指定栽培の単収と農業共済から提供された市町村別収量の単収との差で確認する。（確認日：1月中）</p> <p>なお、指定栽培米の単収については、農協の共同乾燥施設利用実績から指定栽培米の単収を算定する。</p>
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>単価 10,000円/10a</p> <p>ただし、指定栽培米と慣行栽培米との減収差額が10,000円/10aに満たない場合はその減収相当額とする。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、助成額に不足が生じた場合は、その他の取組みの助成残額(「農地流動化助成」のうち担い手集積加算からの活用額分を除く。)をもって支払うものとし、その上で不足が生じた場合は、以下のとおり調整する。</p> $\text{調整後単価} = \text{調整前単価} \times \left[\frac{\text{当初予定額} + \text{流用を受けた額}}{\text{本用途における調整前の助成に係る費用の合計}} \right]$ <p>また、本用途において、余剰が生じた場合は、他の用途に流用できるものとする。</p>

助成金の使途の名称	作業受委託助成
使途の分類 (記号番号)	5 4 1
具体的内容 [支出の項目]	景観作物の栽培に係る集団転作代表者から作業委託された担い手集団からなる受託組織体に対する助成。
効果	水田の多面的機能を活用し、花による景観づくりを通じ、住民に交流の場を提供し、水田の有効利用を図るとともに、受託組織体の育成・生産調整の推進を図る。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付する場合にあっては、生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）。法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。全く水田を所有していない等の理由により作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稲の作付け（生産調整方針要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。同様に、集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者等であっても、水稲の作付け（生産調整方針要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となりうる。</p> <p>景観作物の栽培に係る集団転作代表者から作業委託されたビジョンに掲げる担い手集団からなる受託組織体に対し作業受託費を助成。</p>

<p>確認方法</p>	<p>委託契約に係る実績報告書及び景観形成作物が栽培されていることの現地確認。(7～12月) 担い手要件は、組織体名簿とビジョンを突合する。</p>
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>単価 15,000円/10a ただし、1組織につき600,000円を限度とする。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、助成額に不足が生じた場合は、その他の取組みの助成残額をもって支払うものとし、その上で不足が生じた場合は、以下のとおり調整する。</p> $\text{調整後単価} = \text{調整前単価} \times \left[\frac{\text{当初予定額} + \text{流用を受けた額}}{\text{本用途における調整前の助成に係る費用の合計}} \right]$ <p>また、本用途において、余剰が生じた場合は、他の用途に流用できるものとする。</p>

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7 D 3、4 C 3 , 2 C 3
<p>具体的内容 [支出の項目]</p>	<p>協議会の運営を行うのに必要な経費について支出する。 謝金、旅費、賃金、会議費及び事務等経費 地域特産物販売促進活動を支援する経費に支出する。 水田を活用した農産物の産地づくりの推進として、転作に大きく寄与している地域特産野菜であるふき、イチジク及びたまねぎの産地づくり、販売促進活動を支援する経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふきの安全安心システム(トレーサビリティ・システム)用QRコードラベル作成費。 ・イチジクの安全安心システム(トレーサビリティ・システム)用QRコードラベル作成費。 ・たまねぎブランド化推進のためのイメージアップマークシール(あいちの伝統野菜)の作成費。 <p>米消費拡大・販売促進活動に支出する。 地元産米の消費拡大並びに販売促進のために以下を行う経費を支出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食へ米粉パンを提供するために必要な経費。 ・農業まつり等の米の消費拡大イベント(おにぎり、試食用米、米粉パンの無料配布等)を行うために必要な経費 ・米消費拡大・販売促進PRのための資材作成費 ・地産地消・販売促進のための研修会・講習会に要する経費
<p>効果</p>	<p>協議会運営費を活用することにより、交付金の使途の範囲の適正な助成金の交付及び水田農業ビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の執行が図られる。</p> <p>また、地域特産野菜の販売促進活動を支援し産地づくりに資する。</p> <p>米消費拡大事業は、地元産米に親しんでもらい、安全安心な地元産米の消費拡大・販売促進及び地産地消を推進し、地域農業の発展に資する。</p>

<p style="text-align: center;">助成要件 [支出の対象]</p>	<p>協議会の運営を行うのに必要な経費</p> <p>謝 金：協議会・地区協議会等の出席謝金、現地確認案内人に対する謝金</p> <p>旅 費：協議会出席旅費、研修会等への旅費</p> <p>賃 金：協議会事務を執行するにあたる臨時職員賃金</p> <p>会 議 費：協議会会議費（会議飲食物）</p> <p>事務等経費：協議会事務経費（消耗品・備品等）</p> <p>地域特産物販売促進支援活動費</p> <p>水田を活用した農産物の産地づくりとして、地域における転作に大きく寄与している野菜であり地域特産野菜として生産振興が図られている品目（ふき、イチジク、たまねぎ）を始めとする農産物販売促進活動等を支援する経費に対して支出する。</p> <p>米消費拡大・販売促進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食へ米粉パンを提供するために必要な経費 米粉パン作成費、米代、製粉代、パンフレット代その他付随する消耗品費 ・米の消費拡大イベントを行うために必要な経費 米代、おにぎり、もち等加工代、米粉パン作成費、パンフレット、チラシその他付随する消耗品費 ・地産地消・販売促進のための研修会・講習会に要する経費 会議費（お茶、弁当代）、米粉パン等講習会材料費、会場借上費、講師謝礼
<p style="text-align: center;">確認方法</p>	<p>協議会の運営を行うのに必要な経費</p> <p>謝 金：出席者名簿、開催通知及び領収書</p> <p>旅 費：出席者名簿、開催通知、旅行命令簿及び領収書</p> <p>賃 金：雇用通知書、出勤簿及び領収書</p> <p>会 議 費：出席者名簿、納品書及び領収証</p> <p>事務等経費</p> <p style="padding-left: 40px;">消耗品等：納品書及び領収証</p> <p style="padding-left: 40px;">備品：上記の他見積書(複数)、購入先決定文書</p> <p>地域特産物販売促進活動支援費</p> <p>納品書及び領収証</p> <p>米消費拡大・販売促進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食へ米粉パンを提供するために必要な経費

	<p>納品書及び領収書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の消費拡大イベントを行うために必要な経費 事業実績報告書（納品書・領収書添付）及び写真 ・地産地消・販売促進のための研修会・講習会に要する経費 出席者名簿、開催通知、講師依頼書及び領収書
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>協議会の運営を行うのに必要な経費（4,650,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金（JAあいち知多報償費基準） <ul style="list-style-type: none"> 地区会議 3,000円 × 240人 × 2回 = 1,440,000円 現地確認 3,000円 × 80人 × 2回 = 480,000円 ・旅費（JAあいち知多旅費基準） <ul style="list-style-type: none"> 2,000円 × 20人 × 2回 = 80,000円 ・賃金 780円 × 6時間 × 380日 = 1,778,400円 (延べ) ・会議費 <ul style="list-style-type: none"> 飲物 105円 × 300個 = 31,500円 弁当 1,000円 × 50個 = 50,000円 ・事務等経費 <ul style="list-style-type: none"> 備品費（農業者データ管理用パソコン） 140,000円 郵送料 120円 × 3,000件 = 360,000円 消耗品費（封筒、用紙、ファイル等） 290,100円 <p>地域特産物販売促進活動費（300,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特産ふき販売促進活動 ふきの安全安心システム(トレーサビリティ)用QRコードラベル作成費（消耗品費） <ul style="list-style-type: none"> 21万枚 × 1.2円 × 31.8% = 80,136円（東海市分） ふきによる転作面積 15.6ha（全作付面積49haの31.8%） 1万枚 × 1.2円 × 23.1% = 2,772円（知多市分） ふきによる転作面積 6.7ha（全作付面積29haの23.1%） ・イチジクの安全安心システム(トレーサビリティ)用QRコードラベル作成費（消耗品費） <ul style="list-style-type: none"> 36万枚 × 1.05円 × 22.1% = 83,538円（東海市分） イチジクによる転作面積 3.1ha（全作付面積14haの22.1%） 31万枚 × 1.05円 × 37.5% = 122,063円（知多市分） イチジクによる転作面積 3.0ha（全作付面積8haの37.5%） ・地域特産たまねぎ販売促進活動 ブランド化推進用シール作成費（消耗品費） <ul style="list-style-type: none"> 2万枚 × 2.64円 × 9.7% = 5,122円（東海市分）

	<p>たまねぎによる転作面積 11.4ha (全作付面積118haの9.7%)</p> <p>4千枚 × 2.64円 × 8.4% = 887円 (知多市分)</p> <p>たまねぎによる転作面積 6.9ha (全作付面積82haの8.4%)</p> <p>米消費拡大・販売促進活動費 (5,200,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食へ米粉パンを提供するために必要な経費 (製粉代、加工代及び包装代を含む。) 米粉パン 100円 × 25,000個 = 2,500,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・米の消費拡大イベントを行うために必要な経費 (具材代、加工代及び包装代を含む。) 米 440円 × 1,500kg = 660,000円 おにぎり 100円 × 2,600個 = 260,000円 炊き込みごはん 200円 × 5,000個 = 1,000,000円 もち 100円 × 1,000個 = 100,000円 米粉パン 100円 × 5,000個 = 500,000円 チラシ等 7円 × 1,500枚 = 10,000円 40円 × 1,500枚 = 60,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消・販売促進のための研修会・講習会に要する経費 会場借上料 一式 10,000円 講師謝礼 6,000円 × 5人 × 2回 = 60,000円 材料代 一式 20,000円 会議費 (弁当、お茶代) 一式 20,000円
単価調整の方法	当初計画を上限とし、不足が生じた場合は、他の用途(「農地流動化助成」のうち担い手集積加算からの活用額分を除く)から流用する。

記入上の注意

- 1 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各用途ごとの内容等」については、各用途ごとに作成すること。
- 2 助成金の用途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する場合は、地域協議会が実施する用途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。
- 3 用途の分類の欄には、交付金の用途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号(1つの助成金の用途の名称に複数の用途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号)を記入すること。
- 4 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。(協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。)

なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする用途には活用できない。また、産地づくり特別加算

事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。

- 5 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
 - (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
 - (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適切かどうか
 - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうかといった観点から記入すること。
また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適切かどうかを明確に記入すること。
- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 []は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(1) 総括表」及び「(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」にその旨明記すること。